

改正前										改正後									
(前略)  別表第1(略) 別表第2(第3条関係) 1. 一般宿舎										附則 この規則は、平成26年5月1日から施行する。  別表第1(同左) 別表第2(第3条関係) 1. 一般宿舎									
宿舎名	所在地	構造	宿舎戸数(戸)						計	宿舎名	所在地	構造	宿舎戸数(戸)						計
			单身用規格		世帯用規格								单身用規格		世帯用規格				
			a	b	b	c	d	e					a	b	b	c	d	e	
熊野職員宿舎	京都市左京区川端通丸太町下ル東入東竹屋町50	RC			41				41	熊野職員宿舎	京都市左京区川端通丸太町下ル東入東竹屋町50	RC			41				41
宇治職員宿舎	宇治市五ヶ庄瓦塚46番地の1	RC		(71)		(28)		(99)	275	宇治職員宿舎	宇治市五ヶ庄瓦塚46番地の1	RC		(71)	(30)	(28)		(129)	275
(中略)										(中略)									
熊取職員宿舎	大阪府泉南郡熊取町朝代西2-1010	RC			(6)	(1)		(7)	58	熊取職員宿舎	大阪府泉南郡熊取町朝代西2-1010	RC			(22)	(1)		(23)	58
香芝職員宿舎	香芝市穴虫3280の2	W			1			1		(中略)									
(中略)										(中略)									
芦生職員宿舎	南丹市美山町芦生斧蛇1	W			4	4			8	芦生職員宿舎	南丹市美山町芦生斧蛇1	W			4	4			8
2. 看護師宿舎(略) (後略)										2. 看護師宿舎(同左)									